

# 八王子市生活の安全・安心に関する条例施行規則

平成 15 年 1 月 14 日

## 規則第 2 号

改正 平成 15 年 3 月 31 日規則第 33 号      平成 15 年 8 月 15 日規則第 69 号  
平成 18 年 6 月 1 日規則第 54 号      平成 19 年 3 月 30 日規則第 44 号  
平成 21 年 4 月 30 日規則第 41 号      平成 25 年 8 月 23 日規則第 40 号  
平成 26 年 5 月 30 日規則第 25 号      平成 28 年 3 月 31 日規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八王子市生活の安全・安心に関する条例（平成 14 年八王子市条例第 65 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(建築確認申請時における指導)

第 2 条 市長は、条例第 4 条第 1 項に規定する事業者又は条例第 5 条第 1 項に規定する所有者等（以下「事業者等」という。）が、次に掲げる建築物について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の確認の申請をしようとするときは、条例第 6 条の規定により、当該事業者等に対し、建築物への犯罪の防止に配慮した設備の設置等に関して、当該建築物の所在地を管轄する警察署の署長と協議するよう指導するものとする。

(1) 戸数が 10 戸以上の共同住宅

(2) 百貨店、マーケット、コンビニエンスストア等の物品販売業を営む店舗

2 市長は、事業者等が前項各号に掲げる建築物について法第 6 条の 2 第 1 項に規定する者の確認を受ける場合についても、前項の指導をすることができる。

3 市長は、第 1 項各号に掲げる建築物について、市長が別に定める基準により事業者等と事前協議を行う場合にあっては、当該事前協議の際に、前 2 項の指導をすることができる。

(重点区域の指定等の告示)

第 3 条 条例第 8 条第 3 項の規定による禁止行為ごとの禁止行為防止重点区域（以下「重点区域」という。）の指定、解除又は変更の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 重点区域の場所を示す図

(2) 重点区域の指定年月日、解除年月日又は変更年月日

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(生活安全・安心指導員)

第 4 条 市長は、重点区域内における条例第 7 条第 2 項の規定による指導又は質問及び条例第 9 条第 1 項の規定による警告（以下「警告」という。）を行うため、八王子市生活安全・安心指導員を置くことができる。

2 前項の指導員は、八王子市生活安全・安心指導員証（第 1 号様式）を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(客引き行為等防止指導員)

第 4 条の 2 市長は、重点区域内における条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる行為に対して、同条第 2 項の規定による指導を行うため、八王子市客引き行為等防止指導員を置くことができる。

2 前項の指導員の資格その他必要な事項については、別に定める。

(警告、命令等)

第5条 警告は、警告書(第2号様式)を交付して行うものとする。

2 条例第9条第2項に規定する勧告(以下「勧告」という。)は、勧告書(第3号様式)を交付して行うものとする。

3 条例第9条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項を公告、市が発行する広報紙への掲載その他広く市民に周知する方法により行うものとする。

(1) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(2) 住所(法人にあっては、主たる事業所の所在地)

(3) 正当な理由なく勧告に従わなかった旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 市長は、条例第9条第4項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当該意見を述べる機会までに相当な期間において、当該意見を述べる機会を与える者に対し、その旨を通知するものとする。

5 前項の規定による通知を受けた者は、書面により意見を述べることができる。

6 条例第9条第5項の規定による命令は、措置命令書(第4号様式)を交付して行うものとする。

(協議会の組織及び運営)

第6条 条例第10条第2項の規定による八王子市生活安全対策協議会(以下「協議会」という。)の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる基準により、市長が委嘱する。

(1) 公募による市民 2人以内

(2) 町会・自治会の代表者 1人

(3) 大学(大学院及び短期大学を含む。)の学生 1人

(4) 商工業関連団体の代表者 2人以内

(5) 運輸事業者の代表者 2人以内

(6) 学識経験者 2人以内

(7) 防犯協会の代表者 3人以内

(8) 警察署の職員 3人以内

(9) 消防署の職員 1人

(10) 八王子市の職員 2人以内

(11) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認める者 1人以内

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

7 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が公開することが適当でないとき、この限りでない。

10 協議会の庶務は、生活安全部防犯課において処理する。

11 前各項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(過料)

第7条 条例第12条の規定により過料を科そうとするときは、告知・弁明書（第5号様式）により、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与する。

2 条例第12条の規定による過料の処分は、過料処分書（第6号様式）を交付して行うものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年1月15日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第33号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年8月15日規則第69号抄）

1 この規則は、平成15年8月18日から施行する。

附 則（平成18年6月1日規則第54号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第44号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第7条を第8条とし、第6条の次に1条を加える改正規定及び第3号様式の次に3様式を加える改正規定は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年4月30日規則第41号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成25年8月23日規則第40号）

この規則は、平成25年8月26日から施行する。

附 則（平成26年5月30日規則第25号）

この規則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第21号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式

第5号様式

第6号様式